

令和 7 年度

行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表

- ・令和 8 年度から新たに実施を計画している事務事業評価

令和 7 年 12 月

羽村市行政評価委員会
編集：羽村市企画部企画政策課

令和7年度行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表 審議数：28件

No.	事務事業名	所管部	所管課	評価結果	評価コメント
1	行政事務処理における官民連携による共同化の研究（行政事務処理センターの開設）	企画部	企画政策課、情報政策課	A	－
2	市税等の早期収納に向けた「納付書デジタル化」の実施	市民部	納稅課	B	個人情報のやり取りに不安があるため、セキュリティ面について再度検討すること。全国的に少ない事例のため、情報化推進委員会において検討すること。
3	市税等の定期納付拡大に向けた「Web口座振替申込受付サービス」の実施	市民部	納稅課	A	－
4	市税等の定期納付拡大に向けた「クレジット手数料の軽減」の実施	市民部	納稅課	A	先進自治体の状況をよく確認の上、実施すること。
5	自然環境学習ツアーア	産業環境部	環境政策課	A	事業実施に当たっては日程調整等、様々な課題への対応が必要となる。事前に関係部署との調整を十分に行い、課題を整理しておくこと。
6	チューリップ球根植付体験	産業環境部	産業振興課	A	関係部署との調整を十分に行い、実施内容の工夫をお願いしたい。
7	未来に残す農地プロジェクト	産業環境部	産業振興課	A	－
8	児童発達支援センターに対する運営費の補助	福祉健康部	障害福祉課	A	－
9	ケアプランデータ連携システム活用促進事業の実施	福祉健康部	高齢福祉介護課	A	－
10	窓口業務における多言語対応・音声筆談機能搭載タブレット端末の導入	福祉健康部	障害福祉課	A	・導入に当たっては、福祉健康部全体の必要性や筆談対応の件数等を把握しておく必要がある。 ・他部署で導入している既存システムを共有することも検討すること。
11	産婦健康診査・1か月児健康診査に係る費用の助成制度の実施	子ども家庭部	こども家庭センター	A	－
12	児童館の開館時間延長による中・高校生世代の居場所づくり事業の試行実施	子ども家庭部	子育て支援課	A	－
13	バースデーサポート事業の充実	子ども家庭部	こども家庭センター	A	出生順位の確認について、事業者と協力して円滑に実施すること。
14	空家実態調査の実施	まちづくり部	建築課	A	空家となっている土地の所有者の相続人が見つからない「所有者不明土地」が社会的にも問題となっている。委託業者に相続人調査の権限が付与されているかどうか、法的根拠を確認すること。
15	統合型及び公開型GIS（地理情報システム）の導入	まちづくり部	都市計画課	A	－
16	路面下空洞調査実施計画の策定	まちづくり部	土木課	A	今般の社会情勢を踏まえ、最優先となる市役所通りは、令和10年度からではなく、令和9年度からの実施について検討すること。

No.	事務事業名	所管部	所管課	評価結果	評価コメント
17	動物公園飼育環境整備推進事業（動物獣舎整備及び備品等の購入）	まちづくり部	土木課	A	獣舎の改修については、令和7年度に策定予定の動物公園の管理運営計画も踏まえ、計画的に実施すること。
18	小規模公園機能転換事業	まちづくり部	土木課	A	事業の実施に当たっては、開発行為に伴う緑化事業の基準について、よく確認すること。
19	上下水道事業包括的民間委託導入可能性調査の実施	上下水道部	上下水道業務課、上下水道設備課	A	事業費が多額であることから、国の補助額（40,000千円）の範囲内で実施できるよう工夫すること。
20	公共下水道（雨水）管内面調査の実施	上下水道部	上下水道設備課	A	事業費が多額であることから、新たな補助の創設等について、国の動向を注視すること。
21	校内の安全対策設備（門扉の自動解施錠・インターホン等）の整備	生涯学習部	生涯学習総務課	A	—
22	不登校の未然防止のための校内別室支援の充実	生涯学習部	教育相談室	A	—
23	まいまいす井戸保全事業	生涯学習部	郷土博物館	A	樹木剪定に加え、法面の維持補修についても安全性を確保すること。
24	民間事業者による放課後子ども教室事業の運営（試行実施）	生涯学習部	生涯学習推進課	A	地域の担い手が不足している現状もあるため、指導員の意見も吸い上げて、より良い取組にすること。また、学童クラブの対象学年の拡大とも関連するので、併せて検討を進めること。
25	障害者スポーツ・レクリエーション体験教室の実施【子供の未来を育む「体験活動」推進事業】	生涯学習部	スポーツ推進課	A	—
26	地域連携による子供の創造力を育むクリエイティブ体験事業【子供の未来を育む「体験活動」推進補助事業】	生涯学習部	生涯学習推進課	A	—
27	デジタルとリアルによる人生100年時代のウェルビーイング向上事業【子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業「Choju」メニュー】	生涯学習部	生涯学習推進課、図書館	A	—
28	子供参加型鑑賞体験事業【子供の未来を育む「体験活動」推進補助事業】	生涯学習部	生涯学習推進課	A	インクルーシブ映画会について、障害の有無にかかわらず、すべての子どもを対象としてはどうか。

※掲載順は、各部の優先順位順

※評価区分 A：実施が妥当 B：要再検討 C：実施しない

※各事務事業の事業内容等については、評価実施時点の内容であり、令和8年度における実際の事業内容等と異なる場合があります。

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
	行政事務処理における官民連携による共同化の研究（行政事務処理センターの開設）	福生市、あきる野市及びTOPPAN株式会社と連携し、令和8年度から令和10年度までの3か年にわたり、行政事務処理における共同化の研究を行う。また、研究を通して、事務の共同化、共同調達等による委託料の低減やアウトソーシング可能な業務の増加及び共同化した事務を処理する「共同事務処理センター」の立ち上げについて検討を行っていく。 【令和8年度】 <ul style="list-style-type: none">・行政事務処理の共同化の研究・先進市(福岡県北九州市)の視察により、共同化への経緯や課題などを情報収集し、共同化検討の下地作りを実施。・課題や今後のBPOの可能性等、共同化を見据えて、羽村市課税課、福生市介護福祉課及び課税課で過去に実施したBPRについて、実務者レベルのフォローアップを実施。・都が掲げる、組織横断的に業務の見直しや行政手続きのデジタル化を進める「BPX（ビジネス・プロセス・トランスマーチューン）」について調査・研究。 【令和9年度】※詳細な内容は令和8年度に協議・決定 <ul style="list-style-type: none">・行政事務処理業務の選定・共同処理に向けたフロー等の整理 【令和10年度】※詳細な内容は令和9年度に協議・決定 <ul style="list-style-type: none">・共同行政事務処理センターの立ち上げ準備・立ち上げまでのロードマップの作成	事業費 総事業費 合計 財源内訳	5,000 277 5,277 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	妥当性 効率性（手法）	人口減少・少子高齢化の進行、社会経済状況の変化等により、各自治体では職員の確保に苦慮しており、将来、これまでと同様の職員体制で事務処理を行っていくことは困難になることが予想される。事務処理の共同化は、これらの問題を解消し、将来にわたって持続可能な行政経営基盤の確立につながる可能性があり、近隣市と連携して研究を行うことは有効である。 他の自治体での実践経験のある民間企業と連携することで、効果的・効率的に研究を行うことができる。 また、財政面では、多摩・島しょ広域連携活動助成金の活用により、一般財源の負担なしで事業を実施することができる。	- A
	背景・目的						

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項																						
2	<p>市税等の早期収納に向けた「納付書デジタル化」の実施</p> <p>背景・目的</p> <p>市税等（市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料）の納付は、口座振替やクレジット払いを導入しているものの、納付書は紙ベースである。紛失等で納付書を持っていない納税者に対し、納付書を郵送する場合には3～5日程度の送付期間を要しているが、デジタル化した納付書をSMSで送信することで、納税者がその日のうちに納付することを可能にし、市民の利便性向上と市税等の早期収納を図る。</p>	<p>実施内容 納付書のデジタル化 既存のコンビニバーコード納付書をデジタル化し、紙の納付書が不要なコンビニバーコード納付を実現する。デジタル化されたバーコードデータは催告書などへの印刷や、SMSに添付して送付することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者、医療保険料 対象者：納期限後の納付者数（年間約25,000件・人） <p>実施スケジュール 令和8年4月：実証試験（少数対象） 令和8年6月：本格運用</p> <p>利用方法 納税者は電子納付情報（リンク先または二次元バーコード）を受け取った後、コンビニ窓口での納付のほか、スマートフォンやパソコンを利用して、自宅や外出先など、いつでも・どこでも納税することができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総 事 業 費</td> <td>事業費</td> <td>800</td> <td rowspan="3">妥 当 性</td> <td rowspan="3">第六次長期総合計画に掲げる「安定的な歳入の確保」に直結し、スマートフォン普及率90%超の現代において市民ニーズに合致している。納期限後の早期納付による徴収コストの削減が見込まれ、妥当である。</td> <td rowspan="3">個人情報のやり取りに不安があるため、セキュリティ面について再度検討すること。全国的に少ない事例のため、情報化推進委員会において検討すること。 B</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>2,132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,932</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">財 源 内 訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>0</td> <td rowspan="6">効 率 性 (手 法)</td> <td rowspan="6">実証試験としての特別価格により初期費用80万円と低コストで導入可能である。 民間の市場では一般的ではあっても、公租公課では全国初の試みとなる。このため、セキュリティ対策やシステム運用などのマニュアルを整備する必要がある。デジタル化により24時間納付環境を提供することで、市民サービス向上と事務効率化を同時に実現する最適な手法である。</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,132</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,932</td> </tr> </table>	総 事 業 費	事業費	800	妥 当 性	第六次長期総合計画に掲げる「安定的な歳入の確保」に直結し、スマートフォン普及率90%超の現代において市民ニーズに合致している。納期限後の早期納付による徴収コストの削減が見込まれ、妥当である。	個人情報のやり取りに不安があるため、セキュリティ面について再度検討すること。全国的に少ない事例のため、情報化推進委員会において検討すること。 B	人件費	2,132	合計	2,932	財 源 内 訳	国庫支出金	0	効 率 性 (手 法)	実証試験としての特別価格により初期費用80万円と低コストで導入可能である。 民間の市場では一般的ではあっても、公租公課では全国初の試みとなる。このため、セキュリティ対策やシステム運用などのマニュアルを整備する必要がある。デジタル化により24時間納付環境を提供することで、市民サービス向上と事務効率化を同時に実現する最適な手法である。	都支出金	800	市債	0	その他特定財源	0	一般財源	2,132	合計	2,932
総 事 業 費	事業費	800	妥 当 性		第六次長期総合計画に掲げる「安定的な歳入の確保」に直結し、スマートフォン普及率90%超の現代において市民ニーズに合致している。納期限後の早期納付による徴収コストの削減が見込まれ、妥当である。	個人情報のやり取りに不安があるため、セキュリティ面について再度検討すること。全国的に少ない事例のため、情報化推進委員会において検討すること。 B																						
	人件費	2,132																										
	合計	2,932																										
財 源 内 訳	国庫支出金	0	効 率 性 (手 法)	実証試験としての特別価格により初期費用80万円と低コストで導入可能である。 民間の市場では一般的ではあっても、公租公課では全国初の試みとなる。このため、セキュリティ対策やシステム運用などのマニュアルを整備する必要がある。デジタル化により24時間納付環境を提供することで、市民サービス向上と事務効率化を同時に実現する最適な手法である。																								
	都支出金	800																										
	市債	0																										
	その他特定財源	0																										
	一般財源	2,132																										
	合計	2,932																										

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	市民部・納税課																							
3	市税等の定期納付拡大に向けた「Web口座振替申込受付サービス」の実施	<p>●実施内容 「Web口座振替申込受付サービス」の導入 パソコン・スマートフォンから24時間口座振替の申込を可能にし、市と金融機関の申込受付処理を同時に実行するサービスにより、手続きを簡素化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象金融機関 ゆうちょ銀行、りそな・埼玉りそな銀行、三井住友銀行、中央労働金庫、西武信用金庫 <p>※ 対象外金融機関 システム未導入：多摩信用金庫、青梅信用金庫、大東京信用組合、西多摩農協等</p> <p>システム利用料が高額で費用対効果が見込まれない：三菱UFJ銀行、みずほ銀行</p> <p>・実施時期：令和8年5月～7月から開始</p> <p>●導入作業 web口座振替申込受付サービスの契約及び受付サイトの構築、対象金融機関との利用調整（契約及び金融機関内テスト）</p> <p>●対象者・対象世帯数 ・対象者：市税等を普通徴収（納付書払い）で納付している全世帯 ・対象納税者数：約20,000件・人</p> <p>●周知方法 ・令和8年5月の納税通知書に制度改正案内を同封 ・広報はむらや市公式サイトで周知 ・市役所窓口で個別案内</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">総事業費</td> <td>事業費</td> <td>11,315</td> <td rowspan="2">妥当性</td> <td rowspan="10">羽村市の定期納付利用率21.3%は近隣団体より低く、年間約678万円のコンビニ手数料負担が発生している。多摩地域26市中4市が既に導入し効果を上げており、デジタル化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である。</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>16,882</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,197</td> <td rowspan="10">効率性（手法）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>9,136</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市債</td> <td>0</td> <td rowspan="8">Web口座振替申込受付サービスの導入により24時間申込が可能となり、市が行っている金融機関窓口に関する業務削減の効果が期待される。定期納付の促進により年間約124万円の削減が見込まれる。東京都国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（都繰入金2号分）の活用により費用対効果にも優れている。</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般財源</td> <td>19,061</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,197</td> </tr> </table>	総事業費	事業費	11,315	妥当性	羽村市の定期納付利用率21.3%は近隣団体より低く、年間約678万円のコンビニ手数料負担が発生している。多摩地域26市中4市が既に導入し効果を上げており、デジタル化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である。	人件費	16,882	合計	28,197	効率性（手法）	財源内訳	国庫支出金	0	都支出金	9,136	市債	0	Web口座振替申込受付サービスの導入により24時間申込が可能となり、市が行っている金融機関窓口に関する業務削減の効果が期待される。定期納付の促進により年間約124万円の削減が見込まれる。東京都国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（都繰入金2号分）の活用により費用対効果にも優れている。	その他特定財源	0	一般財源	19,061	合計	28,197		A	評価コメント及び指示事項
総事業費	事業費	11,315	妥当性		羽村市の定期納付利用率21.3%は近隣団体より低く、年間約678万円のコンビニ手数料負担が発生している。多摩地域26市中4市が既に導入し効果を上げており、デジタル化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である。																									
	人件費	16,882																												
合計	28,197	効率性（手法）																												
財源内訳	国庫支出金		0																											
	都支出金		9,136																											
市債	0		Web口座振替申込受付サービスの導入により24時間申込が可能となり、市が行っている金融機関窓口に関する業務削減の効果が期待される。定期納付の促進により年間約124万円の削減が見込まれる。東京都国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（都繰入金2号分）の活用により費用対効果にも優れている。																											
	その他特定財源			0																										
一般財源	19,061																													
	合計			28,197																										

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	市民部・納税課																										
4	市税等の定期納付拡大に向けた「クレジット手数料の軽減」の実施	<p>●実施内容 クレジットカード定期納付の手数料負担軽減 クレジットカード定期納付の手数料（税額の約1%）の負担割合を現行の「納税者99：市1」から「納税者50：市50」に変更し、納税者の実質負担を、その他の納付方法と同程度に軽減する。 負担軽減例：年間3万円の納付の場合、本人の手数料負担300円→150円 ※他の納付方法と同様に手数料を市の負担とする（平均的なクレジットカードボイント還元分0.5%相当を自己負担として、実質的自己負担をゼロとする） ・実施時期：令和8年5月～7月から開始</p> <p>●導入作業 クレジット定期納付の決済手数料額計算表の修正</p> <p>●対象者・対象世帯数 ・対象者：市税等を普通徴収（納付書払い）で納付している全世帯 ・対象納税者数：約20,000件・人</p> <p>●周知方法 ・令和8年5月の納税通知書に制度改正案内を同封 ・広報はむらや市公式サイトで周知 ・市役所窓口で個別案内</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">総事業費</td> <td>事業費</td> <td>655</td> <td rowspan="10">妥当性</td> <td rowspan="10">効率性（手法）</td> <td rowspan="10">羽村市のクレジット定期納付の利用率は1.3%と低い、また、利用の多いコンビニ窓口での納付は1件約80円の手数料負担が発生している。クレジット決済の手数料負担軽減は市民ニーズに合致し、キャッシュレス化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>16,450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>17,105</td> <td rowspan="2">国庫支出金</td> <td rowspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財源内訳</td> <td>市債</td> <td>0</td> <td rowspan="2">その他特定財源</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">手数料負担を「納税者99：市1」から「納税者50：市50」に変更し、納税者負担を軽減する。定期納付促進による手数料や印刷費等の削減とクレジット定期納付の納期限内納付率の高さ（98%）が納付に活かされる。徴収事務効率化と税収確保を実現する手法として適切である。</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>17,105</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>17,105</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	総事業費	事業費	655	妥当性	効率性（手法）	羽村市のクレジット定期納付の利用率は1.3%と低い、また、利用の多いコンビニ窓口での納付は1件約80円の手数料負担が発生している。クレジット決済の手数料負担軽減は市民ニーズに合致し、キャッシュレス化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である	人件費	16,450	合計	17,105	国庫支出金	0	都支出金	0	財源内訳	市債	0	その他特定財源	0	手数料負担を「納税者99：市1」から「納税者50：市50」に変更し、納税者負担を軽減する。定期納付促進による手数料や印刷費等の削減とクレジット定期納付の納期限内納付率の高さ（98%）が納付に活かされる。徴収事務効率化と税収確保を実現する手法として適切である。	一般財源	17,105		合計	17,105				A	先進自治体の状況をよく確認の上、実施すること。
総事業費	事業費	655	妥当性		効率性（手法）	羽村市のクレジット定期納付の利用率は1.3%と低い、また、利用の多いコンビニ窓口での納付は1件約80円の手数料負担が発生している。クレジット決済の手数料負担軽減は市民ニーズに合致し、キャッシュレス化推進による市民サービス向上と行政効率化を図る本事業の実施は妥当である																											
	人件費	16,450																															
合計	17,105	国庫支出金		0																													
	都支出金									0																							
財源内訳	市債	0		その他特定財源						0	手数料負担を「納税者99：市1」から「納税者50：市50」に変更し、納税者負担を軽減する。定期納付促進による手数料や印刷費等の削減とクレジット定期納付の納期限内納付率の高さ（98%）が納付に活かされる。徴収事務効率化と税収確保を実現する手法として適切である。																						
	一般財源	17,105																															
	合計	17,105																															
	背景・目的	本市の市税等は、約8割が納期限内に納付されており、最も利用の多いコンビニ窓口での納付にかかる手数料は、1件約80円であり年度当たり約678万円の負担となっている。クレジットカード定期納付の手数料は1件当たりは決済額（税額）の0.1%で、納期限内の納付率が98%と非常に高い。 しかし、クレジットカード定期納付の手数料（税額の約1%）は、ほぼ全額を納税者が負担している。 このため、クレジットカード定期納付の利用率は1.3%と横ばいで推移しており、定期納付の利用率は21.3%と、いずれも近隣や類似団体より低い状況にある。 クレジットカード定期納付の利用率を向上させるため、「クレジット手数料」の軽減を図る。 ※クレジットカード定期納付とは、クレジットカードによる納期毎に継続的に課金する決済方法。																															

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項																								
5	自然環境学習ツアーバック・ドロップ	<p>【対象者】リーダー5人（高校1年生から25歳頃まで）、参加者15人（小学5年生から中学生3年生）市内在住・在学（在勤）</p> <p>【募集人数】20人 【実施時期】7月下旬（羽村市内の活動）及び8月6日～7日（北杜市内の活動・宿泊） 【参加費】1人6,000円 【旅費】42千円 【委託料】693千円 【消耗品費】50千円 【バス借上料】266千円 【行程案】別紙のとおり</p> <p>羽村市と北杜市のそれぞれの自然環境の中で、森林の役割や重要性を理解し、大切にする豊かな心を育み、環境保全意識の醸成を図るため、自然に触れることの楽しさや自然を守ることの大切さなどを学ぶ機会とともに、世代間交流を通じて、将来的に市内で環境活動を実践する環境リーダーを育成する機会とすることを目的として、令和7年度から羽村市内及び北杜市で自然環境を直接学ぶ事業を実施している。</p> <p>令和8年度からは、北杜市内での活動を2日間とすることで、自然環境学習の時間を拡充するとともに、北杜市の子どもたちとの交流の時間を増やし、食事や宿泊といった集団生活を通して協調性や自律性を育むプログラムとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総事業費</td> <td>事業費</td> <td>1,051</td> <td rowspan="3">妥当性</td> <td rowspan="3">若い世代を対象とした体験型の環境学習活動は、第二次羽村市環境とみどりの基本計画にも位置付けており、自然や環境に目を向け考えることができる人材を育成する機会となる。 森林の役割や大切さを子どもたちに伝えていくことに主眼を置くことで、木材利用の促進や普及啓発といった森林環境譲与税の主旨とも合致し、財源として活用できることから、市の将来を担う人材育成の観点、森林環境譲与税の有効活用の観点から妥当である。 また、学習会場を姉妹都市の北杜市とすることに加え、北杜市の子どもたちとの交流も図るプログラムを組み込むことで、姉妹都市の絆を感じる事業としても有意義な事業となる。</td> <td rowspan="3">A</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,899</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>0</td> <td rowspan="6">効率性 (手法)</td> <td rowspan="6">森林を所有している団体を講師として、当日の天候に合わせた様々なプログラムの実施が可能であり、座学、森林でのフィールドワークや体験学習などプログラム全てを所有地内で実施することで、移動時間の短縮も図れるため、効率的な手法である。 また、参加者1人6千円を参加費とし、その他の部分は森林環境譲与税を充当することで、一般財源負担なく事業を実施することができる。</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>1,051</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,899</td> </tr> </table>	総事業費	事業費	1,051	妥当性	若い世代を対象とした体験型の環境学習活動は、第二次羽村市環境とみどりの基本計画にも位置付けており、自然や環境に目を向け考えることができる人材を育成する機会となる。 森林の役割や大切さを子どもたちに伝えていくことに主眼を置くことで、木材利用の促進や普及啓発といった森林環境譲与税の主旨とも合致し、財源として活用できることから、市の将来を担う人材育成の観点、森林環境譲与税の有効活用の観点から妥当である。 また、学習会場を姉妹都市の北杜市とすることに加え、北杜市の子どもたちとの交流も図るプログラムを組み込むことで、姉妹都市の絆を感じる事業としても有意義な事業となる。	A	人件費	848	合計	1,899	財源内訳	国庫支出金	0	効率性 (手法)	森林を所有している団体を講師として、当日の天候に合わせた様々なプログラムの実施が可能であり、座学、森林でのフィールドワークや体験学習などプログラム全てを所有地内で実施することで、移動時間の短縮も図れるため、効率的な手法である。 また、参加者1人6千円を参加費とし、その他の部分は森林環境譲与税を充当することで、一般財源負担なく事業を実施することができる。	都支出金	0	市債	0	その他特定財源	1,051	一般財源	848	合計	1,899	所管部課	産業環境部・環境政策課
総事業費	事業費	1,051	妥当性		若い世代を対象とした体験型の環境学習活動は、第二次羽村市環境とみどりの基本計画にも位置付けており、自然や環境に目を向け考えることができる人材を育成する機会となる。 森林の役割や大切さを子どもたちに伝えていくことに主眼を置くことで、木材利用の促進や普及啓発といった森林環境譲与税の主旨とも合致し、財源として活用できることから、市の将来を担う人材育成の観点、森林環境譲与税の有効活用の観点から妥当である。 また、学習会場を姉妹都市の北杜市とすることに加え、北杜市の子どもたちとの交流も図るプログラムを組み込むことで、姉妹都市の絆を感じる事業としても有意義な事業となる。	A																								
	人件費	848																												
	合計	1,899																												
財源内訳	国庫支出金	0	効率性 (手法)	森林を所有している団体を講師として、当日の天候に合わせた様々なプログラムの実施が可能であり、座学、森林でのフィールドワークや体験学習などプログラム全てを所有地内で実施することで、移動時間の短縮も図れるため、効率的な手法である。 また、参加者1人6千円を参加費とし、その他の部分は森林環境譲与税を充当することで、一般財源負担なく事業を実施することができる。																										
	都支出金	0																												
	市債	0																												
	その他特定財源	1,051																												
	一般財源	848																												
	合計	1,899																												

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
6	チューリップ球根植付体験	<p>市内の小中学生や幼稚園・保育園児のほか、都内在住の小・中学生がいる家族向けにターゲットを絞ったPRを行い、チューリップ球根の植付け体験参加者を募集する。</p> <p>【対象等】 対象：市内在住の保育園・幼稚園児100名程度、都内在住の子育て中の家族（10家族） 事業内容：植付け体験募集のPR（SNS広告、旅行冊子等）、球根植付け時の対応（希少品種の植付け）、参加賞の配布 総事業費：2,000千円（広告費700千円、消耗品費300千円、球根購入費1,000千円）</p>	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源	2,000 162 2,162 0 2,000 0 0 0 162	妥当性 財源内訳 効率性（～手法） 合計	東京都の「子供の未来を育む『体験活動』推進区市町村支援事業」を活用し、一団の農地が残る羽村市で球根の植付けが出来る貴重な体験を、普段畑に触れることが少ない都内の子供たちに体験させることは都の支援事業と照らし合わせ妥当である。また、市街地に5ha以上の一団の農地が残る場合は貴重であり、市の財産としてだけではなく東京都全体としても貴重なものとして認識してもらう。	関係部署との調整を十分に行い、実施内容の工夫をお願いしたい。 A
	背景・目的						
	市の観光事業であるはむら花と水のまつりの後期「チューリップまつり」準備のため、毎年市内の幼稚園・保育園児や小学生を始め、延べ500人以上のボランティアが球根の植付けを行っている。この大規模な植付けについては、まつり当日に来訪するだけでは分からぬ達成感がある。この植付け体験を広くPRし、市外からの参加者を募り、その後、観光事業である「チューリップまつり」にも再来訪してもらうことで、農地の多面的機能の一つである「体験学習の場」として、広い農地が少ない都内の子供たちに貴重な農業体験の機会を提供するとともに、関係人口の増加を図る。						

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	産業環境部・産業振興課	
7	未来に残す農地プロジェクト 背景・目的 市内の農地は、相続等を原因として年々減少を続けている。さらに農家数の減少や農業従事者の高齢化等、都内全域に目を向けても農地を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい局面を迎えている。 そこで、市内農業者が行う現況非農地から農地への転換や、遊休農地や低利用農地の再生、農地が持つ多面的機能を発揮するために必要な施設整備、農的空間を確保するための整備、農地保全に資するソフト事業に対し支援することで、農地の確保及び保全、その有効活用を図っていく。	現況非農地を整地・整備し、農地等の面積を増加させる整備（農地創出）や貸借・購入等した遊休農地を再生利用するための整備（農地再生型）などに対する補助事業を実施する。 事業の実施に当たっては、東京都の要綱に基づき市要綱を制定する。 【令和8年度の内容】 補助対象者：市内農業者 対象事業：購入した遊休農地を再生利用するための整備（樹木の伐根、整地） 場所：瑞穂町長岡長谷部 整備面積：3,000m ² 事業費：6,600千円（都費4,000千円、市費0円、自己負担2,600千円） 補助率：2/3（都費10/10） 補助上限額：4,000千円	区分 総事業費 財源内訳	令和7年度 経費概要(千円) 事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	4,000 323 4,323 0 4,000 0 0 323 4,323	妥当性 効率性（ 手法 ）	市内農地は減少している中、自身では耕作できず借りてくれる農業者を探しているが、石が多くたり果樹が生えているなど、貸借に障害となっているケースがある。市内農地の貸借を進め農地保全を図る観点から、市で新たに要綱を制定し、農業者に対し補助を行うことは妥当である。また、市外農地の整備についても、市内農業者の農業収入増加や地産地消の促進につながることから、市外農地を対象に事業を行うことも妥当である。 活用が少ない農地の再生が図れること、非農地を農地に転換できることなど、要綱を制定しておくことで今後、幅広い事業展開が可能となる。また、本事業は補助事業であるが、市が補助金の上乗せをする必要がないことから、次年度の整備については、市の財政負担がなく農地の再生等が図れる。	評価コメント及び指示事項 A

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
8	児童発達支援センターに対する運営費の補助	児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターであって、社会福祉法人等の営利を目的としない民間法人が市内で設置運営するものに対し、運営費の一部を補助する。 補助基準額については、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業の「児童発達支援センターサービス推進事業」の補助基準による。なお、実施するサービスにより、補助額は変動する。	事業費 総事業費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	14,125 99 14,224 0 14,125 0 0 99 14,224	障害のある子供への早期からの支援は、子供の健やかな成長と発達にとって重要であり、適切な時期に支援を実施することの必要性は高い。児童発達支援センターには、専門的な発達支援・家族支援、相談支援、事業所への助言などの様々な機能が求められている。子供の将来に向けた成長を支援するため、児童発達支援センターの、地域における中核的な支援機関としての役割は非常に大きい。以上の観点から、児童発達支援センターの円滑な運営に向け、市が支援を行っていくことの妥当性は高い。 A	所管部課 福祉健康部・障害福祉課
	背景・目的	児童発達支援センターは、地域における障害児支援の中核的機能を担う施設として、障害のある未就学児に対する専門的な療育支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族への相談支援や、障害児が通所する事業所等への助言などを行うものである。 国の指針では、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上を設置することが基本とされている。それを踏まえ、羽村市においても、障害児福祉計画において、令和8年度末までに児童発達支援センター1箇所の設置を目指している。 こうした中で、障害児通所支援事業等に携わる市内の社会福祉法人が、児童発達支援センターの設置を行っていくこととなった。児童発達支援センターは、障害児支援を進める上で、重要な役割を果たす施設となることから、円滑な運営継続に向けて、運営費の補助を行いたい。	妥当性 財源内訳 効率性（手法）			

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	福祉健康部・障害福祉課
10	窓口業務における多言語対応・音声筆談機能搭載タブレット端末の導入 背景・目的 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行により、障害者の情報取得・利用・意思疎通に係る施策の推進が求められている。また、障害者差別解消法に基づき、行政機関には合理的配慮の提供が義務付けられており、同法第5条では環境の整備に努めることとされている。 福祉の窓口では、多くの手続きがあり専門用語も使用されることから、障害者、高齢者、外国籍市民など多様なニーズへの配慮が必要である。 転入手続きと同時に来庁する外国籍の方については外国籍市民支援員との調整ができないことから、手続き内容の理解が困難な場合がある。また、聴覚障害のある方については地域の登録手話通訳者の減少が課題となっている。さらに、聞こえづらい方に対する大きな声での対応が必要となるが、別室の確保や筆談での対応が困難な場合、周囲に個人情報が洩れてしまう懸念がある。 これらの状況を改善するため、多国語対応・音声筆談機能を搭載したタブレットを導入し、円滑なコミュニケーションによる利用しやすい窓口環境の整備を図る。持ち運び可能な端末により訪問による対応にも活用する。	福祉健康部の窓口での手続きや相談等の対応に使用するため、多言語対応・音声筆談機能及び手話通訳機能を搭載したタブレット1台を導入する。 ①初期費用：100,000円（初回のみ） ②維持費：基本料 20,000円（月額）、ライセンス料 20,000円（月額）、手話通訳利用料 10,000円（月額）、端末レンタル料 6,250円（月額） ※全て税抜き	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	853 228 1,081 0 480 0 0 601 1,081	多言語対応・音声筆談機能を搭載したタブレットの導入は、複雑な手続きが多い福祉窓口において、言語や聴覚による課題を軽減し、市民の窓口対応時間短縮や手続き内容の理解促進につながると考えられる。また、職員と市民の双方にとってコミュニケーションが取りやすくなることで、手続きの正確性向上や誤解によるトラブルの減少も期待できる。多様な市民ニーズに対応する手段として、妥当な取組と考えられる。 機器導入初年度については、維持管理費を含めて補助金を活用予定である。タブレットの導入は、デジタル化による事務の効率化につながり、時間短縮など、市民・職員双方の負担を軽減することにより、市民サービスの向上を図る。 また、タブレットは窓口利用以外に、持ち運びが可能であるものを想定しており、訪問による相談や認定調査等の効率化にも効果があると考えられる。	A	・導入に当たっては、福祉健康部全体の必要性や筆談対応の件数等を把握しておく必要がある。 ・他部署で導入している既存システムを共有することも検討すること。

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項																						
11	産婦健康診査・1か月児健康診査に係る費用の助成制度の実施	<p>【対象者】 出産後間もない時期の産婦、1か月児 【内容】 産婦健康診査及び1か月児健康診査にかかる費用について、一定額を助成する。 産婦健康診査：1回当たり5,000円＊2回まで（年間300人分を想定） 1か月児健康診査：1回当たり6,000円＊1回まで（年間300人分を想定） ＊助成額は、国の補助単価を基準とする。 【助成方法】受診票の交付＊里帰り出産の場合は償還払い 【周知】妊娠届出時に個別に案内するほか、市公式サイト、広報はむら等 【その他】健診に係る費用を助成するものであり、医療保険適用分は対象外</p> <p>妊婦健康診査（14回分）等の公費助成については、都内共通の受診票方式により、すべての市区町村が実施していることから、東京都は、妊婦健康診査と同様に、都内共通の受診票方式による広域的な実施体制の整備を目的とした検討会を立ち上げ、令和8年10月から都内全域で開始できるよう準備を進めている。</p> <p>このことから、市においても、広域的な都内共通の受診票方式により産婦健康診査と1か月児健康診査の公費助成を実施し、妊娠期から出産・育児にわたる切れ目のない支援の充実を図る。</p> <p>【目的】 ○産婦健康診査費助成 出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査費用を補助することで、産後うつや新生児への虐待予防を図る。 ○1か月児健康診査費助成 乳児に対して身体発育状況や栄養状態の把握、身体異常の早期発見等を行う健康診査費用を補助することで、出生後からの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">財源内訳</td> <td>事業費</td> <td>2,655</td> <td rowspan="7">妥当性</td> <td rowspan="7">東京都において、産婦健康診査及び1か月児健康診査の都内共通受診方式導入に向けた検討会を設置し、妊婦健康診査の方式をベースに具体的なスキームを議論しており、令和8年10月の新制度開始に向け準備を進めている。 産婦健康診査による産後うつ予防や新生児への虐待予防、1か月児健康診査による疾病及び異常の早期発見や適切な指導は大切であり、都内共通受診方式の導入に合わせ市が両健康診査の経済的負担軽減を図ることは妥当である。</td> <td rowspan="7">A</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,770</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> <td rowspan="3">効率性（手法）</td> <td rowspan="3">国・東京都の補助金の活用により市の負担の低減を図り、国の母子保健医療対策に即した事業を展開できると考える。 産婦健康診査及び1か月児健康診査費用の助成制度を追加することで、出産直後からの健康診査の充実を図っていく。 通常の妊婦健康診査に準じた都内共通の受診方式を採用し、里帰り出産の場合においては、償還払いによる対応が最適である。</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,028</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,770</td> </tr> </table>	財源内訳	事業費	2,655	妥当性	東京都において、産婦健康診査及び1か月児健康診査の都内共通受診方式導入に向けた検討会を設置し、妊婦健康診査の方式をベースに具体的なスキームを議論しており、令和8年10月の新制度開始に向け準備を進めている。 産婦健康診査による産後うつ予防や新生児への虐待予防、1か月児健康診査による疾病及び異常の早期発見や適切な指導は大切であり、都内共通受診方式の導入に合わせ市が両健康診査の経済的負担軽減を図ることは妥当である。	A	総事業費	115	合計	2,770	国庫支出金	1,327	都支出金	415	市債	0	効率性（手法）	国・東京都の補助金の活用により市の負担の低減を図り、国の母子保健医療対策に即した事業を展開できると考える。 産婦健康診査及び1か月児健康診査費用の助成制度を追加することで、出産直後からの健康診査の充実を図っていく。 通常の妊婦健康診査に準じた都内共通の受診方式を採用し、里帰り出産の場合においては、償還払いによる対応が最適である。	その他特定財源	0	一般財源	1,028	合計	2,770	
財源内訳	事業費	2,655	妥当性		東京都において、産婦健康診査及び1か月児健康診査の都内共通受診方式導入に向けた検討会を設置し、妊婦健康診査の方式をベースに具体的なスキームを議論しており、令和8年10月の新制度開始に向け準備を進めている。 産婦健康診査による産後うつ予防や新生児への虐待予防、1か月児健康診査による疾病及び異常の早期発見や適切な指導は大切であり、都内共通受診方式の導入に合わせ市が両健康診査の経済的負担軽減を図ることは妥当である。	A																						
	総事業費	115																										
	合計	2,770																										
	国庫支出金	1,327																										
	都支出金	415																										
	市債	0								効率性（手法）	国・東京都の補助金の活用により市の負担の低減を図り、国の母子保健医療対策に即した事業を展開できると考える。 産婦健康診査及び1か月児健康診査費用の助成制度を追加することで、出産直後からの健康診査の充実を図っていく。 通常の妊婦健康診査に準じた都内共通の受診方式を採用し、里帰り出産の場合においては、償還払いによる対応が最適である。																	
	その他特定財源	0																										
一般財源	1,028																											
合計	2,770																											

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	子ども家庭部・子育て支援課	
12	児童館の開館時間延長による中・高校生世代の居場所づくり事業の試行実施	羽村市の児童館3館は、4月～9月は午後5時、10月～3月は午後4時30分までの開館としており、中・高校生世代の利用はあるものの、小学生及び未就学児を育てる親子の利用が大半の状況となっている。令和6年2月に実施した児童館利用者アンケートにおける中・高校生世代の回答では、現状の児童館に対する満足度は82.6%と高い結果であったものの、71.6%が開館時間の延長を希望する状況であった。	事業費	560	児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法並びにこども基本法の理念に則り、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童厚生施設である。「児童館ガイドライン」が改正され、中・高校生世代が実際に利用可能な環境づくりに努めることとされており、市が実施することが妥当である。中・高校生世代の意見を聴取し、実施事業に反映していくよう取り組む。	一	A	
	背景・目的	また、その他のアンケート結果などから、中・高校生世代は、「自分一人で」又は「友だちと」好きなことをしながら自由に過ごしたいと考えている傾向を把握している。	人件費	1,812				
	児童館は、18歳未満のすべての子供を対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子供の心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする、児童福祉法に基づく児童厚生施設である。	これらのアンケート結果や国の児童館ガイドラインの改正を踏まえ、令和8年度からの試行実施として、各児童館で1週間に1日（3館延長する曜日は別とする）開館時間を2時間～2.5時間延長し、中・高校生世代の利用推進に取り組む。実施期間中の利用状況の確認やアンケート等をもとに、実施状況を検証し、公共施設再配置構想に基づく個別再配置計画に反映していく。	合計	2,372				
	【実施内容】	週1回：開館時間の延長（閉館時間を午後7時までとする）	国庫支出金	0				
		4月1日から9月30日 午前9時から午後5時 ⇒ 2時間延長	都支出金	0				
		10月1日から3月31日 午前9時から午後4時30分 ⇒ 2.5時間延長	市債	0		令和8年度からの試行実施に取り組む中で、利用状況や利用者の意見聴取、実施状況の検証を行い、公共施設再配置構想に基づく個別再配置計画等の策定に取り組んでいく。 併せて、国や東京都の補助金を活用し、こども計画に位置付けた市の既存の公共施設等を活用した子供の居場所づくりに取り組むことで、子供・若者が安心して過ごせる多様な居場所の創設を検討していく。		
		実施日（案）：中央児童館（月曜日）、西児童館（水曜日）、東児童館（金曜日）に延長する対応職員2名（各館における現行配置職員によるローテーション勤務）	その他特定財源	0				
		人件費：4月～3月 259,680円 実施内容： ①延長時間は「中・高校生世代タイム」とする。 ②勉強できるスペースとフリースペースの確保 ③中・高校生世代が遊べるボードゲームや雑誌等の導入（消耗品費100,000円×3施設＝300,000円） ④不安や悩みを抱える子供の声を聞き、こども家庭センター等につなぐ	一般財源	2,372				
		合計	合計	2,372				

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項																						
14	空家等対策計画の策定 背景・目的 少子高齢化に起因する人口減少の時代にあって、全国的に空家が増加し、適切に管理されず放置された空家が周辺に悪影響を及ぼす社会問題が深刻化している。 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため「空家等対策計画」を策定する。	<p>【令和8年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内全域の空家について、以下のとおり調査を委託により実施する。 「1次調査」 市内の全ての建築物に対して、電気・ガスの使用状況、水道の閉栓状況、その他建物の管理状況（生活感がある、庭がきれい等）により空家かどうか調査を実施 ※住宅・土地統計調査によると約15,000棟 「2次調査」 1次調査で特定した空家について、建築物の倒壊、屋根や衛生設備の劣化状況等の詳細な調査を実施 「空家所有者の意向調査」 空家所有者に対し、現在の利用状況、今後の意向等について、郵送によるアンケート調査を実施 「空家台帳の作成」 現地調査結果と空家所有者へのアンケート調査結果をもとに、空家間連情報を整理した空家台帳の作成（町丁目別、分布状況、建築用途別等） ●「空家等対策計画」を策定するために必要な外部検討委員会及び庁内検討委員会の委員を選定する。 ※外部検討委員会（案）：学識経験者、弁護士、不動産事業者、建築士、福生警察署、羽村消防署、市民等 ※庁内検討委員会（案）：まちづくり部長、企画政策課長、総務課長、課税課長、防災安全課長、環境政策課長、都市計画課長、建築課長 【令和9年度】 ●「空家等対策計画」策定のための外部検討委員会及び庁内検討委員会を設置する。 ●外部検討委員会及び庁内検討委員会を、それぞれ4回程度実施し、「空家等対策計画」を策定する。 ※外部検討員会及び庁内検討員会に必要な資料の作成、各委員会の運営支援等については委託により実施する。 ●空家対策計画の主な内容は以下のとおりである。 ①空家の調査に関する事項 ②所有者等による空家の適切な管理の促進に関する事項 ③空家及び除却した空家に係る跡地の活用 ④管理不全空家や特定空家等に対する措置・対処に関する事項 ⑤住民等からの空家に関する相談への対応に関する事項 	<table border="1"> <tr> <td>事業費</td> <td>16,071</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">妥当性</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">法定計画である空家等対策計画を策定するための事業であることから、市町村が実施することが妥当である。 国は、今後の空家増加を予測しており、早急な基礎調査の実施が不可欠である。 また、多摩地域26市中22市が既に計画を策定済みであり、当市においても取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,180</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>8,036</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">効率性 (手法)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; text-align: center;">国・都の補助金を活用により、市の負担は委託事業費の6分の1程度となり、効率的な事務の執行が可能である。</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,357</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,787</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,180</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業費	16,071	妥当性	法定計画である空家等対策計画を策定するための事業であることから、市町村が実施することが妥当である。 国は、今後の空家増加を予測しており、早急な基礎調査の実施が不可欠である。 また、多摩地域26市中22市が既に計画を策定済みであり、当市においても取り組む必要がある。	人件費	109	合計	16,180	国庫支出金	8,036	効率性 (手法)	国・都の補助金を活用により、市の負担は委託事業費の6分の1程度となり、効率的な事務の執行が可能である。	都支出金	5,357	市債	0	その他特定財源	0	一般財源	2,787	合計	16,180			<p>所管部課</p> <p>まちづくり部・建築課</p> <p>A</p> <p>空家となっている土地の所有者の相続人が見つからない「所有者不明土地」が社会的にも問題となっている。委託業者に相続人調査の権限が付与されているかどうか、法的根拠を確認すること。</p>
事業費	16,071	妥当性	法定計画である空家等対策計画を策定するための事業であることから、市町村が実施することが妥当である。 国は、今後の空家増加を予測しており、早急な基礎調査の実施が不可欠である。 また、多摩地域26市中22市が既に計画を策定済みであり、当市においても取り組む必要がある。																									
人件費	109																											
合計	16,180																											
国庫支出金	8,036	効率性 (手法)	国・都の補助金を活用により、市の負担は委託事業費の6分の1程度となり、効率的な事務の執行が可能である。																									
都支出金	5,357																											
市債	0																											
その他特定財源	0																											
一般財源	2,787																											
合計	16,180																											

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	まちづくり部 都市計画課
15	統合型及び公開型GIS（地理情報システム）の導入	GIS（地理情報システム）は、位置や空間に関する情報をコンピュータ上で重ね合わせて分析し可視化するシステム技術である。電子地図上に様々なデータをレイヤー（層）として重ねることで、データの関連性の把握やその分析により都市計画施設や道路、上下水道などのインフラ施設の管理や災害時の防災計画など、幅広い分野で活用が可能である。	事業費	32,770	統合型GISは、発災時における東京都との情報共有ツールとして、被災状況の相互確認、状況把握を迅速かつ円滑に行うことができ、都からの迅速な災害支援を受けられるように、市が導入することに妥当性がある。 また、市が保有する地理的情報を公開型GISを通じて提供することにより、市民及び事業者等が窓口に来庁することなく、インターネット等を介して常時、行政情報の入手が可能となることから、市が実施することの妥当性が高い。	A	-
	背景・目的	●導入するシステム 【統合型GIS】（同時接続ライセンス数20） 各部署が保有する地理情報に紐づく行政情報を組織横断的に活用するためのシステムであり、公開型GISと連携するための基盤となるシステムである。また、行政情報の一元管理を行うことで業務の効率化が図られる。 (統合型GIS導入作業) ・既存shapeデータ（形状情報を持ったデータ）の取込（用途地域図など25レイヤー） ・紙冊子(資料)のshapeデータ化作業（道路管理台帳図、下水道台帳図など20レイヤー） ・エクセルデータのGISシステムへの入力作業 ・住宅地図の取込作業（同時に閲覧可能数10） 【公開型GIS】 市民、事業者等が、インターネットを介して電子地図上にプロットした行政情報を閲覧取得できるシステムある。統合型GISにおける行政データの一部をインターネット上に公開する。 (公開型GIS導入作業) ・統合型GISの取込データの中から公開可能データと府内管理用データの仕分け作業 ・公開型GISと統合型GISにおける公開可能データ連携作業（40レイヤー）	総事業費	1,510			
			合計	34,280	発災時には、統合型GISとDIS（東京都災害情報システム）メールを活用することで、市内の被災状況等について東京都との迅速な情報共有を図ることができる。 また、GISの導入により、庁内の地図情報データの一元管理や組織横断的な活用が可能になるとともに、紙書類のデータ化によって、システム上で過去資料（データ）の簡易検索が実現するなど、業務効率化と書庫等の保管スペースの縮小に寄与する。 公開型GISの導入では、市民や事業者がインターネットを介して地図データに紐づく行政情報を入手でき、窓口への来庁を必要としない「行かない窓口」環境が整備でき、市民サービスの向上が図られる。 さらに、統合型GIS導入経費の一部には、特別交付税が充当可能である。	A	-
			国庫支出金	0			
			都支出金	0			
			市債	0			
			その他特定財源	7,300			
			一般財源	26,980			
			合計	34,280			

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	まちづくり部・土木課	
16	路面下空洞調査実施計画の策定	市は、約150kmの市道を管理しており、令和8年度は、市道のうち特に重要な「緊急輸送道路」「復旧優先道路」「幹線道路」を中心として、調査路線の選定を行い実施計画を策定する。 背景・目的 令和7年1月の埼玉県八潮市における道路陥没死亡事故の発生以降、市民などから道路陥没に対する心配の声や調査の必要性が求められている。 本調査は、平成26年度に民間事業者により市道の一部において試験的に空洞調査を行い、空洞箇所を発見し道路補修を実施した経緯があり、一定の効果があったものと捉えている。 本調査における空洞の早期発見による道路陥没事故の未然防止、道路機能の維持保全及び道路利用者の安全の確保を目的として、「路面下空洞調査実施計画」を策定する。		事業費	0	平成24年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を発端とし、道路や橋梁等をはじめとしたインフラ施設の老朽化対策への取組として、5年ごとの点検を行うことが法定化され、市においても橋梁や法面などの点検を実施している。 また、埼玉県八潮市で発生した道路陥没死亡事故を始めとし、陥没を誘発した原因とされる管きょの老朽化など、インフラ施設への対策や点検が羽村市に限らず全国的に急務となっている。 市道における道路陥没状況の有無を把握し、陥没事故の未然防止、道路機能の維持保全、道路利用者の安全確保の観点から道路管理者である市が本実施計画を策定し、調査を実施することは妥当である。	A	今般の社会情勢を踏まえ、最優先となる市役所通りは、令和10年度からではなく、令和9年度からの実施について検討すること。
			総事業費	252				
		<スケジュール> 【令和8年度】実施計画策定 【令和9年度】国庫補助要望 【令和10年度】路面下空洞調査実施	合計	252	妥当性 財源内訳 効率性（手法）	本実施計画は、市職員により直営にて策定に取り組む。 また、上下水道部を始め、各占用企業者と連携し、路線の選定や調査範囲など情報交換を図り効率的な計画策定に向けた取り組みを進める。		
			国庫支出金	0				
			都支出金	0				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	252				
			合計	252				

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
17	動物公園飼育環境整備推進事業（動物獣舎整備及び備品等の購入）	<p>【概 要】動物獣舎の整備、給餌設備、遊具等の備品購入において、クラウドファンディングを活用し、アニマルウェルフェアの向上や獣舎の老朽化対策を図る。また、新たな動物公園ファンを獲得し、共創による動物公園づくりを推進することで、持続可能な動物公園の管理運営に繋げる。</p> <p>【対象者】市民、既存・新規ファン、全国の動物愛好家</p> <p>【手 法】寄付型クラウドファンディング※手数料寄付者負担型、掲載料無料、All-in方式（寄付1件達成時点で成立となる方式）</p> <p>【返礼品】動物公園オリジナルグッズ、特別ツアーガイド等（返礼品なしも選択可）</p> <p>【事業規模・数量】 <令和8年度>目標金額：420万円 >第1期：アメリカビーバーの獣舎拡張（210万円） ・既存獣舎の隣接地に獣舎を拡張し、飼育展示面積を現状の4倍に拡大 ・1頭当たりの面積拡大により、自然本来の行動を観察できる展示を実現 ・蛇かごを使用した外壁及び展示ガラスの設置（ビーバーのダムと羽村の堰をイメージ） ・水場プールの設置（目標額を上回った場合の次の目標） ・クラウドファンディングに加えて、参加型整備として看板制作や丸太かじり台設置 ・本事業の事業立案、運営、整備設計は産官学連携により実施 >第2期：遊具等の備品購入（210万円） ・遊具や給餌器等の備品購入による飼育環境の向上</p> <p>〈令和9年度以降〉 令和8年度に策定する「羽村市動物公園管理運営計画」に基づき、取組を進めていく。</p>	総事業費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	事業費 人件費 6,000 314 6,314 0 0 0 4,200 2,114 6,314	本事業は市単独費を抑制しつつ、施設の老朽化対応やアニマルウェルフェアの向上に取り組むことができ、また公共施設として教育的・社会的価値の向上に資する契機となる。 このことから、動物公園が抱える様々な課題の解決に向けた手法として、クラウドファンディングを活用した市による実施は適切かつ妥当である。	A
	背景・目的					
	動物公園における動物の飼育・展示においては、アニマルウェルフェア（動物福祉）への配慮が求められており、飼育・展示環境の向上や医療体制の整備に取り組んでいく必要がある。					
	現状では、動物公園の獣舎の多くが開園当時に建設され老朽化が進んでいるとともに、アニマルウェルフェア規定が整備される以前の仕様のため、現在の基準に適合していない状況である。					
	加えて、老朽化による獣舎の修繕費や物価高騰による動物飼育費の増加により管理運営費が増大し、アニマルウェルフェアに取り組むための財源が不足している状況である。					
	一方で、動物公園には多くの根強いファンがおり、遊具の寄付やボランティア活動等により支えられている。					
	他園では、サポーター制度として動物飼育展示に係る寄付金や支援者参加型のプログラムに取り組んでいる事例がある。					

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	まちづくり部・土木課	
18	小規模公園機能転換事業	<p>【概要】 利用実態調査の結果に基づき、令和8年度から3箇年計画で小規模公園8か所を対象に、維持管理の効率化と地域ニーズに対応した公園機能の転換を図る再整備を行う。</p>	総事業費 財源内訳	事業費	5,500	妥当性 効率性（手法）	本事業は、小規模公園における市民ニーズの変化、施設の老朽化、維持管理費の増加といった課題に対し、公園に求められる役割や機能を見直し、機能転換を図るための市の政策判断に基づく公園行政の根本的な改革であり、かつ現状維持では課題の深刻化が避けられないことから、市が主体的に実施すべき事業である。 本事業は、市の政策判断に基づく市単独事業として実施するものであり、機能転換のための整備の設計や施工管理、高木伐採及び舗装整備を除く作業については、市の直営により実施する。整備完了後は、対象公園の従来の維持管理負担がなくなり、長期的な財政負担の削減となる。 また、人員・予算を他の公園に充当できることで、市全体の公園管理の質の向上に繋げる。	A
	背景・目的	<p>【対象公園】 ・ひので児童公園 358m² (昭和55年供用開始、羽4136番7外) ・さつき児童公園 324m² (昭和62年供用開始、双葉町三丁目1175番49) ・すみれ児童公園 112m² (昭和53年供用開始、神明台四丁目3番44) ※令和9年度以降対象公園（予定） ・うさぎ児童公園 290m² (昭和57年供用開始・小作台四丁目7番地10) ・こだまり公園 255m² (平成13年供用開始・栄町一丁目9番9) ・こじか児童公園 346m² (昭和54年供用開始・栄町二丁目6番30) ・コスモス児童公園 100m² (平成7年供用開始・羽加美三丁目1421番38) ・川崎児童遊園 291m² (昭和44年供用開始・玉川二丁目1479番1)</p> <p>【事業規模・数量】 ・市民への周知：公園機能転換のための整備について（令和8年4月） ・具体的な整備内容（令和8年6月～12月） ➢老朽化している公園施設の撤去（遊具、看板等） ➢高中木の伐採、維持管理が容易で緑陰効果のある中木の植栽（各公園1本程度） ➢既存施設を活かした休憩場所としての再整備（ベンチや水飲みの活用・再配置） ➢既設土系舗装の見直し（除草作業の省力化） ➢防災機能の付加（防災かまどベンチや小型防災倉庫の設置）</p>		人件費	795			
				合計	6,295			
				国庫支出金	0			
				都支出金	0			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	6,295			
				合計	6,295			

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
19	上下水道事業包括的民間委託導入可能性調査の実施	下水道事業に係る社会資本整備総合交付金は、令和9年度以降、ウォーターPPP導入決定済みであることが交付要件となるため、令和8年度において、補助金を活用して羽村市上下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施など、ウォーターPPP導入可能性調査を実施する。	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	45,375 814 46,189 40,000 0 0 4,966 1,223 46,189	上下水道事業に携わる技術職員の定年退職等に伴い、土木・電気の専門的知識・技術を有する職員が減少している。新規採用職員の募集を行っても応募が少ない状況が続いていることから、今後、さらに人材不足が見込まれる。また、ウォーターPPPの導入決定は、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の交付要件となっている。よって、上下水道事業を取り巻く課題の対応策の一つであるウォーターPPPについて、導入可能性調査を実施する必要がある。 国庫補助金が採択された場合、上下水道事業合併で4千万円（上限額）まで特定財源で賄うことができる（都内においては、水道事業を経営している市町村が限られ、上下水道一体で調査を実施する団体は他にない）ことから、採択される可能性が高いと考えられる。	所管部課 上下水道部・上下水道業務課、 上下水道設備課
	背景・目的	国は、上下水道事業の健全な経営を維持させるため、民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携（ウォーターPPP）を推進している。令和9年度以降に下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、ウォーターPPPの導入を決定していること（入札・公募の開始＝募集要項等の公表）が、必要となる。 当市の上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う料金等収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要、技術職員の定年退職等に伴う専門的知識・技術を有する職員の減少など、厳しさを増しており、将来にわたり安定的な経営の継続のため、新たな官民連携方式であるウォーターPPPの導入可能性を調査・検討する。			A	事業費が多額であることから、国の補助額（40,000千円）の範囲内で実施できるよう工夫すること。
	※ウォーターPPP 水道・工業用水道・下水道における官民連携の手法の一つであり、公共施設等運営事業（コンセッション）方式〔レベル4〕と管理・更新一体マネジメント方式〔レベル3、5〕の総称である。					

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	上下水道部・上下水道設備課
20	公共下水道（雨水）管内面調査の実施	令和7年度 国の要請に基づく大規模管路特別重点調査 L=1,169メートル（独自調査391メートル含む）	事業費	40,520	令和7年1月28日に埼玉県八潮市において下水管の破損に起因するとみられる大規模な道路陥没事故が発生し、尊い人命が失われるとともに、約120万人が下水道の使用自粛を求められる等、重大な事態が発生した。この他、上下水道管路の老朽化に起因するとみられる事故が多数発生しており、上下水道の安全・安心を再構築するため、下水道管路の調査を計画的に実施し、市民の安全・安心な生活環境を確保する必要がある。	事業費が多額であることから、新たな補助の創設等について、国の動向を注視すること。 A	評価コメント及び指示事項
	背景・目的	令和8年度 内径1メートル以上の雨水管（平成6年以前に設置） L=約6,600メートル	人件費	245			
	令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置した。 同委員会から今回の事故と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水道管路の全国特別調査を実施すべきとの提言がなされ、国土交通省は全国の自治体に対し、令和7年度中に下水道管路の特別重点調査の実施を要請した。この要請に基づき、本市においても内径2メートル以上かつ平成6年度以前に設置・改築された公共下水道（雨水）管778メートルの調査を行った。 市内に布設されている公共下水道（雨水）管は約67キロメートルあり、その多くが平成6年以前に布設されていることから、引き続き計画的な点検調査を実施する必要がある。 なお、公共下水道（汚水）管については、平成25年度から計画的にテレビカメラによる内面調査を実施し、予防保全型の維持管理を推進している。	合計	40,765				
	令和9年度 内径1メートル未満の雨水管 L=約6,600メートル	国庫支出金	0				
	～令和17年度 全長約67キロメートル調査完了	都支出金	0				
		市債	0	下水道総合計画に基づき、下水道管路（雨水）の点検に併せ、マンホール蓋や汚水管の点検、補修を実施し予防保全型の維持管理を計画的に進めることで、施設の長寿命化と維持管理費の平準化が可能となる。			
		その他特定財源	0				
		一般財源	40,765				
		合計	40,765				

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・生涯学習総務課																					
21	<p>校内の安全対策設備（門扉の自動解施錠・インターホン等）の整備</p> <p>背景・目的</p> <p>目的：児童・生徒の学校内における安全を確保することを目的とする。 背景：近隣市において、学校へ不審者が侵入する事件が発生し、学校の安全について、更なる配慮が求められている。また今年度、羽村市立小中学校校長会から教育長に対し、校内の安全対策設備（門扉の自動施錠・インターホン等）の整備の要望が提出された。現在、市内の小・中学校にはインターホン設備が整備されていないため、来校者は無施錠の門扉を通過し、校舎内に入っている状況である。学校内への侵入犯罪に係る防犯対策等をはじめとする安全管理を徹底するため、門扉の自動解施錠化及びインターホンの整備が必要である。</p>	<p>小・中学校の各1箇所の門扉にインターホン設備と電子錠を整備し、門扉の自動解施錠化を行い、児童・生徒在校時は施錠することにより安全を確保する。利便性確保のため事務室や職員室に制御器を設置し、学校訪問者についてはインターホン呼出し時、制御器側で解錠可能とする。</p> <p>設置工事 200万円/1校 × 10校</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">財 源 内 訳</td> <td>事業費</td> <td>20,000</td> <td rowspan="7">妥 当 性</td> <td rowspan="7">A</td> <td>学校の設置者には、文部科学省が示す学校の安全管理義務（安全配慮義務）に基づき、適切な防犯対策を行うことが求められる。 近隣市において、学校へ不審者が侵入する事件が発生しており、児童、生徒の安全確保のため、門扉の施錠管理を適切に行う必要があることから、学校の設置者として市が安全対策設備を整備することは妥当である。</td> <td rowspan="7">評 価 コ メ ント 及 び 指 示 事 項</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>1,302</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,302</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> <td rowspan="2">効 率 性 (手 法)</td> <td rowspan="2">補助率が令和10年度まで時限的に1/3から1/2に引き上げられている国の補助事業を活用し、効率的に事業を実施する。既存の門扉を使用して自動解施錠化を行うことで、工事の期間及びコスト削減を図る。</td> </tr> <tr> <td>その他特定財源</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>11,302</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,302</td> </tr> </table>	財 源 内 訳	事業費	20,000	妥 当 性	A	学校の設置者には、文部科学省が示す学校の安全管理義務（安全配慮義務）に基づき、適切な防犯対策を行うことが求められる。 近隣市において、学校へ不審者が侵入する事件が発生しており、児童、生徒の安全確保のため、門扉の施錠管理を適切に行う必要があることから、学校の設置者として市が安全対策設備を整備することは妥当である。	評 価 コ メ ント 及 び 指 示 事 項	人件費	1,302	合計	21,302	国庫支出金	10,000	都支出金	0	市債	0	効 率 性 (手 法)	補助率が令和10年度まで時限的に1/3から1/2に引き上げられている国の補助事業を活用し、効率的に事業を実施する。既存の門扉を使用して自動解施錠化を行うことで、工事の期間及びコスト削減を図る。	その他特定財源	0	一般財源	11,302	合計	21,302
財 源 内 訳	事業費	20,000	妥 当 性		A	学校の設置者には、文部科学省が示す学校の安全管理義務（安全配慮義務）に基づき、適切な防犯対策を行うことが求められる。 近隣市において、学校へ不審者が侵入する事件が発生しており、児童、生徒の安全確保のため、門扉の施錠管理を適切に行う必要があることから、学校の設置者として市が安全対策設備を整備することは妥当である。			評 価 コ メ ント 及 び 指 示 事 項																			
	人件費	1,302																										
	合計	21,302																										
	国庫支出金	10,000																										
	都支出金	0																										
	市債	0				効 率 性 (手 法)					補助率が令和10年度まで時限的に1/3から1/2に引き上げられている国の補助事業を活用し、効率的に事業を実施する。既存の門扉を使用して自動解施錠化を行うことで、工事の期間及びコスト削減を図る。																	
	その他特定財源	0																										
一般財源	11,302																											
合計	21,302																											

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・教育相談室
22	不登校の未然防止のための校内別室支援の充実	○学校と家庭の連携推進事業「家庭と子供の支援員」配置時間の拡大（市費加算） いじめ、問題行動、不登校(別室指導・支援)等の生活指導上の諸課題に対する支援員 ・現行 家庭と子供の支援員の配置時間（実施要綱上の限度額まで既措置済・報償費） 1校当たり312時間/年間/399千円×10校=3,992千円(国1/3、都1/3、市1/3) ・新規 1校当たり1,218時間/年間（1日6h配置×203日（標準登校日数））= 1,500千円（1,108千円増） 1校1,500千円×10校=15,000千円（11,008千円増） (財源内訳：国都2,660千円 、一般財源12,340千円) ※1校当たりの額は校長会からの要望も踏まえ、年間を通じ安定して別室支援を行う需要額として各校に聴取して算定。	事業費 総事業費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	15,000 590 15,590 1,330 1,330 0 0 12,930 15,590	・全国的に増加している不登校・不登校傾向の児童・生徒への支援対策は、第一義的には在籍校における一人一人に応じた適切な個別支援が重要である。不登校の背景には様々な要因があり、児童・生徒だけでなく保護者支援が必要なケースもあり、状況に応じて支援時間を弾力的に運用することが妥当である。 ・国は不登校や一斉授業に不適応傾向のある児童生徒に対し、一人一人にあったペースや方法で他職種と連携して支援を行う校内教育支援センターの設置を推進しており、校内別室支援はこの方向性に沿ったものであり、妥当である。	A	—
	背景・目的	・不登校対策は未然防止・早期支援・継続対応と併せて長期化させない対応が重要であり、別室登校は不登校対策として有効とされている手段の一つである。 ・市では、国や都の補助金を活用した「家庭と子供の支援員」や「校内別室指導支援員」の配置により校内別室における支援に取り組んでいる。 ・しかし、全国的に不登校となる児童・生徒は増加傾向にあり、市においても不登校となる児童・生徒は令和2年度以降増加し、都平均よりも出現率が高い状況となっている。（R4年度138人,R5年度188人,R6年度188人） ・校内別室指導の充実により不登校抑止効果の向上及び学校ごとの支援対策を強化することで、児童生徒の学びの継続と教育機会の保障を図ることを目的とする。 ・なお、令和7年7月、小中学校校長会から、教育充実のための別室支援の拡充について要望が示されており、教育現場からの要望に応えるものである。					

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・郷土博物館
23	まいまいす井戸保全事業	井戸の法面に生育している樹木（ケヤキ）が大きく成長し、根が法面に拡張しているため、台風等で倒れた場合、井戸の法面や施設に甚大な被害を及ぼすだけではなく、枯れ枝の落下により見学者等への被害が出る可能性もあることから、樹木（ケヤキ）の剪定を行い、文化財の保護及び安全性の確保を図る。 なお、令和5年度（単年度事業）にも同様の理由により、井戸内で大きく成長し市道側にも飛び出していた樹木（エノキ）の剪定を行った。	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	1,320 0 1,320 0 660 0 0 660 1,320	樹木が倒れた場合、まいまいす井戸の法面等の史跡部分に甚大な被害が及ぶことが想定され、また、枯れ枝の落下により見学者等への被害が出る可能性もある。まいまいす井戸公園は市立公園であり、文化財保護や安全性確保の観点から、市が実施することは妥当である。 過去にも樹木剪定による保全を行っており、東京都文化財保存事業費補助金（補助率1/2）を活用することで、より少ない費用で文化財の保護及び安全性を確保することができる。	A	樹木剪定に加え、法面の維持補修についても安全性を確保すること。
	背景・目的	○今後のスケジュール ①事業計画の採択（内示）※時期未定 ②補助金交付申請書提出（令和8年3月以降） ③補助金交付決定（令和8年4月以降） ④補助事業実施（令和8年度実施） ⑤実績報告（補助事業完了後） ⑥補助金交付					
	東京都指定史跡「まいまいす井戸」（S27.11.3指定）について、東京都文化財保護条例、羽村市文化財保護条例に基づき文化財の保全を行う。						

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・生涯学習推進課																																				
24	<p>民間事業者による放課後子ども教室事業の運営（試行実施）</p> <p>背景・目的</p> <p>放課後子ども教室事業は、平成23年度に羽村東小学校で開室し、平成26年に市内全小学校開室に拡充、現在は、各校週2日開室している。</p> <p>令和5年度に社会教育委員の会議に諮問した「羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性について」に対する答申では、学童クラブの校内実施に合わせた民間事業者への委託により運営の効率化やプログラムの連携充実が期待できることなどから、検討・検証していく必要があるとされた。</p> <p>現在、運営に当たっては主任を含む指導員6人を各校に配置しているが、指導員の高齢化や担い手不足などにより、指導員の資質の維持・向上が課題となっている。</p> <p>国では、子どもの居場所づくりに関する指針を策定しており、地域における子供の居場所づくりの推進が求められる中で、令和7年度に放課後子ども教室登録児童の保護者を対象に実施したアンケートでは、「開室日数の増加」を求める意見が多く寄せられた（全体の77%）。社会的な関心・保護者の意向を踏まえると、小学生世代の放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室の開室日数を増やすことは急務であるが、開室日数を増やすにはスタッフの安定的な確保と資質向上が不可欠である。</p> <p>また、こども家庭庁では、「放課後児童対策パッケージ」により、学童クラブと放課後子ども教室事業の校内交流・連携を推進している。</p> <p>こうしたことから、学童クラブと連携した運営の効率化と充実、安定的な人材確保と開室日数の増加の取組、また事務局が担っていた人材採用や労務管理業務の軽減を図ることを目的として、放課後子ども教室の運営を民間に委託する取組を実施する。</p>	<p>放課後子ども教室事業の運営委託及び開室日数の増加</p> <p>対象校：市内小学校1校（富士見小学校）</p> <p>実施日：週3日、年間105日程度（現在週2日）</p> <p>実施方法：校内実施を行っている学童クラブ事業者に放課後子ども教室事業の運営を委託</p> <p>効果検証：試行状況を検証し、検証結果を踏まえ拡充を検討する。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">総事業費</td> <td>事業費</td> <td>4,428</td> <td rowspan="3">妥当性</td> <td colspan="2">共働き世帯の増加等に伴い子供の安全安心な放課後の居場所へのニーズが高まっており、指導員の確保や事業プログラムの充実など、安定かつ充実した運営を行うためには民間事業者のノウハウを活用することが効率的・効果的である。</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>454</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,882</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>0</td> <td rowspan="3">効率性（手法）</td> <td colspan="2">民間事業者への委託に当たっては、国が進める学童クラブと放課後子ども教室事業の校内交流・連携の推進を図ることを目的として、子供の見守りや実施プログラムにおいて学童クラブとの連携に取組ことができる。また、委託化により、人材採用や労務管理などの業務の軽減が見込める。</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>2,952</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市債</td> <td>0</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">その他特定財源</td> <td>一般財源</td> <td>1,930</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">事業実施に当たっては、東京都放課後子供教室推進事業費補助金を活用することができるため、効率的に実施することができる。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,882</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	総事業費	事業費	4,428	妥当性	共働き世帯の増加等に伴い子供の安全安心な放課後の居場所へのニーズが高まっており、指導員の確保や事業プログラムの充実など、安定かつ充実した運営を行うためには民間事業者のノウハウを活用することが効率的・効果的である。		人件費	454			合計	4,882			財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）	民間事業者への委託に当たっては、国が進める学童クラブと放課後子ども教室事業の校内交流・連携の推進を図ることを目的として、子供の見守りや実施プログラムにおいて学童クラブとの連携に取組ことができる。また、委託化により、人材採用や労務管理などの業務の軽減が見込める。		都支出金	2,952			市債	0			その他特定財源	一般財源	1,930		事業実施に当たっては、東京都放課後子供教室推進事業費補助金を活用することができるため、効率的に実施することができる。		合計	4,882			<p>A</p>	地域の担い手が不足している現状もあるため、指導員の意見も吸い上げて、より良い取組にすること。また、学童クラブの対象学年の拡大とも関連するので、併せて検討を進めること。
総事業費	事業費	4,428	妥当性		共働き世帯の増加等に伴い子供の安全安心な放課後の居場所へのニーズが高まっており、指導員の確保や事業プログラムの充実など、安定かつ充実した運営を行うためには民間事業者のノウハウを活用することが効率的・効果的である。																																						
	人件費	454																																									
	合計	4,882																																									
財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）	民間事業者への委託に当たっては、国が進める学童クラブと放課後子ども教室事業の校内交流・連携の推進を図ることを目的として、子供の見守りや実施プログラムにおいて学童クラブとの連携に取組ことができる。また、委託化により、人材採用や労務管理などの業務の軽減が見込める。																																							
	都支出金	2,952																																									
	市債	0																																									
その他特定財源	一般財源	1,930		事業実施に当たっては、東京都放課後子供教室推進事業費補助金を活用することができるため、効率的に実施することができる。																																							
	合計	4,882																																									

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・スポーツ推進課
25	障害者スポーツ・レクリエーション体験教室の実施 【子供の未来を育む「体験活動」推進事業】	実施時期：6月、9月、1月頃（令和6年度実績） 実施場所：東京都立羽村特別支援学校 内容（一例）：ボッチャ（パラリンピック競技種目）／トランポリン（オリンピック競技種目）／フィールドゴルフ・ラダーゲッター・モルック（ニュースポーツ）など 対象者：障害者及び介護者、スポーツ・レクリエーションに興味のある小学生以上 規模：各30人、延90人（令和6年度実績70人） 数量：3回／年 手法：一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼへ委託	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	380 585 965 0 380 0 0 586 965	障害の有無に関わらず誰もが参加できる障害者スポーツを通じたインクルーシブなイベントを開催し、障害者スポーツの実施率向上やパラスポーツへの興味関心の向上を図るには、既に事業を実施している「はむら総合型スポーツクラブはむすぼ」と連携することが効果的かつ効率的である。 また、本事業の実施財源として活用を見込んでいる東京都の補助事業は、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を提供できるよう、多様な主体と連携し、地域の実情や子供のニーズを踏まえ、子供の参画や意見が反映されている体験活動を実施する区市町村を支援することを目的として令和7年度に新設されたものである。この補助事業を適切に活用していくことは妥当である。	一 A	評価コメント及び指示事項
	背景・目的 はむら総合型スポーツクラブ「はむすぼ」では、パラスポーツを根付かせていくため、障害者スポーツの拠点の一つとして東京都立特別支援学校と連携し、児童・生徒・地域住民等が参加できる障害者等を含めたスポーツ・レクリエーション教室を実施し、障害者スポーツの実施率向上やパラスポーツへの興味関心の向上を図っている。 この事業は、東京都と東京都スポーツ文化事業団が行う「都立特別支援学校活用促進事業の体験教室」に、はむすぼが協力団体として協定を締結し令和6年度まで行ってきたものである。 市としては、今後も継続的にパラスポーツ事業を展開していくには、教育部門と福祉部門等が協力の上、近隣の福祉施設等を想定した参加者やスタッフの確保などによる地域に根差した事業を進める必要があると捉えている。 東京都では、令和7年6月に「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業」を創設し、全ての子供が自らの希望に応じて多様な体験活動にチャレンジできる環境づくりに向け、市区町村が行う地域の実情や子供の意見等を踏まえた学校外における体験活動を支援し、子供の健やかな成長を育むこととしている。 第2期羽村市スポーツ推進計画では、総合型スポーツクラブへの活動支援として、市民が主体的に運営し、多様なスポーツ・レクリエーション事業を展開するはむすぼの活動を支援することとしている。 また、スポーツによる共生の取組みとして、障害者のスポーツ習慣定着への取組みや、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進し、ともに生きる社会の実現に取り組むとともに、障害者スポーツの普及に取り組むこととしている。 このことから、東京都の補助事業を活用し、子供の体験活動を支援することで障害者スポーツの普及につながるよう連携して実施するものである。				東京都の補助金を活用し、効率的に事業を実施する。 補助事業終了後は、地域の福祉事業所・学校・団体との連携により実施することで、期間中に蓄積した実施方法やノウハウ等によりさらに事業効率を高め、自主的に継続できるよう体制を整えていく。		

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
26	地域連携による子供の創造力を育むクリエイティブ体験事業 〔子供の未来を育む「体験活動」推進補助事業〕	地域の企業や学校、市民団体と連携し、音楽やクラフトなど複数分野の体験事業を実施する。子供が自分の趣向に合った体験活動を選択することで、主体性と創造性、他者との協調性を養う。なお、本事業は、東京都の「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業補助金（補助率10／10）」を活用して実施する。補助金は最長3年間交付を受けられることから、採択された場合、令和9年度及び令和10年度の事業内容については、都度検討する。 (1) 吹奏楽とミュージカルのワークショップ・コンサート ①吹奏楽コンサート 市内小中学校の吹奏楽部等と日本航空高校石川吹奏楽団の合同コンサート。 対象：小中学生（対象参加者約80人） 実施回数・時期：年1回・7月頃 連携：日本航空高校石川吹奏楽団 ②ミュージカルワークショップ 一般募集の子供たちによるミュージカルワークショップ。学校法人日本航空学園が演出・指導。日本航空高校学校石川ウイングダンスカンパニー生徒が指導・出演サポート。 対象：小中学生（対象参加者約30人） 実施回数・時期：10回程度・夏～秋頃 連携：日本航空学園、日本航空高等学校石川ウイングダンスカンパニー (2) クラフトワークショップ 内容：身近なものを使い生きる力と遊びを創るワークショップ。放課後子どもも教室のプログラムとして実施。 対象：小学生（対象参加者約140人） 連携：CASIO計算機株式会社羽村技術センター 実施回数・時期：放課後子どもも教室各校1回・通年 (3) アート・カルチャーワークショップ 内容：地域団体や地域で活動する作家と連携し、絵画や手芸、陶芸などを身近に体験できるワークショップ。既存事業で実施するワークショップとも連動し、年間を通じて子供向けワークショップを実施する体制を整備する。 連携：羽村市文化協会、TACネットワーク（多摩地域の現代美術家ネットワーク） 対象：未就学児～小中学生（対象参加者不特定） 実施回数・時期：年4回・通年（既存事業含め年10回程度ワークショップ実施）	事業費 人件費 合計 国庫支出金 都支出金 市債 その他特定財源 一般財源 合計	6,892 932 7,824 0 6,892 0 0 932 7,824	実施内容や対象、時期など、多様な選択肢の中から子供自らの意思を尊重して参加することができ、「こどもまんなか社会」の実現につながるものである。また、地域の企業や学校・団体と連携して実施するものであり、地域資源の活性化としての効果もあり、市が実施することに妥当性がある。 東京都の補助金を活用し、効率的に事業を実施する。 地域の企業・学校・団体との連携により実施することで、地域に事業ノウハウを蓄積することができる。補助事業終了後は、期間中に蓄積した実施方法やノウハウ等によりさらに事業効率を高めるとともに、有料化や他の補助事業の活用などについても検討し、事業継続について検討する。	- A
	背景・目的	文部科学省は令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」において、今後の施策の方向性に「地域や企業の力を巻き込んだ学校運営や『リアルな体験』機会の充実」を掲げ、子供の体験活動を推進している。 東京都においても、令和7年6月に「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業」が創設され、全ての子供が自らの希望に応じて多様な体験活動にチャレンジできる環境づくりに向け、市区町村が行う地域の実情や子供の意見等を踏まえた学校外における体験活動を支援している。 市では、ブリモホールゆとりぎにおいて、これまで地域の企業や団体等と連携して、子供を対象とした文化芸術体験事業を実施しているところだが、昨今、子供の意見を尊重した事業企画や、子供自身が自分の意思や趣向で選択できる取組がより求められるようになっている。 そこで、従来から地域の産官学と連携して継続的に実施している事業について、都補助金を活用して内容を拡充する。事業実施に当たっては、「子供の創造力を育むこと」を共通テーマとした複数分野での体験活動を提供し、未来を担う子供の主体性と創造性、子供同士だけでなく地域の大人との協調性を養う機会とすることを目的とする。				

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
27	デジタルとリアルによる人生100年時代のウェルビーイング向上事業 【子供・長寿・居場所市町村包括補助事業「Choju」メニュー】	人生100年時代の中、シニア・ミドルが地域でのセカンドライフを充実させるため、「学び」と「つながり」によるウェルビーイングを向上するための取組を行うとともに、生涯学習センターゆとりごと図書館の居心地の良さを充実させる環境整備を行う。 実施に当たっては、東京都の「心豊かに暮らし、いつまでも輝けるアクティブなChoju社会」のビジョン実現に向け、デジタルや先端技術を活用して高齢者のQOLを向上させる事業を対象とした補助制度を活用する（令和8年度～10年度）。	市民のデジタルツールの活用を促進し、生涯学習のきっかけづくりや活動の幅を広げる支援を行うことや、市民の多様な生涯学習活動の拠点として、生涯学習センターゆとりごと図書館の充実を図っていくものであり、市が実施する事業として妥当性がある。	A	一	
	背景・目的	【主な事業内容】（令和8年度から10年度にかけて段階的に実施） ◆デジタルとリアルによる「学び」と「つながり」の場づくり・人づくり ・生涯学習講座・ワークショップ、市民企画による生涯学習事業等の実施 ・生涯学習のプロボノ・ボランティアのネットワーキング（地域の生涯学習の担い手となる人材の発掘と活動支援等） ◆デジタル活用の環境づくり ・デジタルミニ講座（便利なデジタルツールの紹介等を既存講座の開催時に合わせて実施） ・デジタル環境整備（Wi-Fi敷設、オンライン会議用設備等整備） ・デジタル展示室整備（プロジェクトの常設設置、投影用デジタル映像の制作。設置予約のない日は一般開放し、新たな居場所・交流の場とする） ◆「ゆとり時間」と「くつろぎ空間」のある集いややすく、居心地のよい公共空間づくり ・共有空間の充実と拡大（ゆとりごと・図書館の屋上デッキに日除け設置、椅子等の更新、ゆとりごとの屋外照明の充実（交流広場、いこいの場）、飲食が可能なフリースペースの拡大（喫茶室ウッドデッキエリアリニューアル）等） ・ゆとりごと情報コーナーの充実・空き空間を利用した図書館との一体化（フリーライブラリー設置）等				
	長寿命化により定年後の人生が長期化するとともに、定年延長等により60歳以降も働く人が増加していることを背景に、生涯学習施設の利用者や利用内容の固定化・高齢化が進んでいる。 一方で、人生100年時代の中で学ぶ意欲を持続続ける方は多く、心身の健康と社会的なつながりを持って幸福感・充実感を感じられる「ウェルビーイング」への関心も高まっている。また、定年前から、定年後の学びや地域とのつながりと貢献に興味を持つ市民もあり、シニア・ミドル層に向けて、デジタルとリアルを融合して、生涯学習センターゆとりごと図書館がさらに居心地よく学びつながりの場として充実を図ること、市民が主体的に活動する生涯学習社会の実現が求められている。	事業費	49,000			
		総事業費	1,497			
		合計	50,497			
		国庫支出金	0			
		都支出金	48,920			
		市債	0			
		その他特定財源	0			
		一般財源	1,577			
		合計	50,497			

No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	所管部課	生涯学習部・生涯学習推進課
28	子供参加型鑑賞体験事業 【子供の未来を育む「体験活動」推進補助事業】	本事業は、東京都の「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業補助金（補助率10／10）」を活用して実施する。補助金は最長3年間交付を受けられることから、採択された場合、令和9年度及び令和10年度の事業内容については、都度検討する。	総事業費	事業費 1,174 人件費 792 合計 1,966	小学生、障害のある子どもなど、様々な子供を対象として、年代や特性に合った鑑賞体験の機会を創出するものである。市民ボランティアによる企画運営により実施することで、事業を通じた地域人材の活性化と市の文化芸術レベルの向上にもつながるものとして、市が実施することに妥当性がある。	A	インクルーシブ映画会について、障害の有無にかかわらず、すべての子どもを対象としてはどうか。
	背景・目的	<p>文部科学省は令和4年2月に公表した「教育進化のための改革ビジョン」において、今後の施策の方向性に「地域や企業の力を巻き込んだ学校運営や『リアルな体験』機会の充実」を掲げ、子供の体験活動を推進している。</p> <p>東京都においても、令和7年6月に「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業」が創設され、全ての子供が自らの希望に応じて多様な体験活動にチャレンジできる環境づくりに向け、市区町村が行う地域の実情や子供の意見等を踏まえた学校外における体験活動を支援している。</p> <p>市では、ブリモホールゆとりぎにおいて、子供や親子を対象とした文化芸術鑑賞事業を継続して実施している。</p> <p>文化芸術の鑑賞体験は、多様な表現に触れることにより発想力や感受性の豊かさにつながり、新しい文化や価値観への寛容性、感じたことを言葉や行動で表現する力の向上につながる。</p> <p>また、単に鑑賞する体験だけでなく、出演者とともに公演に参加することで子供自身の表現の場となり、音楽や身体の動きによる表現力・コミュニケーション力の向上につながる。</p> <p>こうしたことから、都補助を活用して、毎年度実施している文化芸術鑑賞事業の内容を拡充して実施する。</p>	財源内訳	国庫支出金 0 都支出金 966 市債 0 その他特定財源 208 一般財源 792 合計 1,966	妥当性 効率性（手法）	東京都の補助金を活用し、効率的に事業を実施する。 補助事業終了後は、期間中に蓄積した実施方法やノウハウ等によりさらに事業効率を高め、他の補助事業の活用の活用やチケット料金等の見直しを行い事業の継続について検討する。	